

## 1 1 . 公益法人制度改革に伴う税制措置

公益法人制度改革における新たな課税の枠組みづくりにあたっては、民間における公益活動を促進する視点を重視し、公益的な活動を行う法人（人格なき社団を含む）に対する課税強化とならないようにする。

- (1) 「公益社団・財団法人」の本来事業における会費収入、寄付金、利子、配当収入は非課税とする。また、収益事業から本来事業に対する「みなし寄付金」の損金算入割合を拡充する。
- (2) 会員のための共益的活動を行う法人については、その会費収入は非課税とする。
- (3) 今回の見直し対象ではない特別法に基づいて設立されている法人については、現行法人税制における公益法人等に対する課税の枠組みを引き継ぐものとする。また、公益的活動に取り組む人格なき社団については、その活動を阻害しないよう、法人に準拠する。